

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

氏名 株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役 岩橋 保

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 4年 6月14日

許可の有効年月日 令和11年 6月13日

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外の
用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳

さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん
等を含む。)

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、が
れき類 (以上5種類)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は「2 積替え保管施設」のとおり)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番23号 積替え保管面積：1513.85㎡

最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ2個：16.4m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	ペール缶5個：0.1m ³
汚泥、金属くず(廃水銀電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶1個：0.02m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶5個：2.1m ³
	保管量合計 18.62m ³

3 許可の条件

- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 6月14日 新規許可
令和 4年 6月14日 更新許可 第6回

5 積替え保管の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

